～12/2(水)まで

いわき市水道局公告第96号

次のとおり総合評価方式による事後審査方式一般競争入札を行うので、いわき市水道局契約規程（平成３年いわき市水道局管理規程第７号。以下「契約規程」という。）第４条の規定に基づき公告する。

令和8年10月20日

いわき市水道事業管理者　　飯尾　仁

１　入札に付す事項

工事名	平浄水場非常用自家発電設備新設工事
工事場所	いわき市平下平窪字寺前53
工事種類	水道施設工事、電気工事
工事概要	非常用自家発電設備　3φ-6,600V-1,750kVA　N=1基 自家発棟築造　N=1式
工期（予定）	令和11年1月15日　まで
入札方法	郵便による入札　　※「電子入札システムによる電子入札」は実施しない
総合評価方式 簡易型	本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の適用工事である。 評価項目及び評価基準は、別表「評価項目及び評価基準」によるものとする。
低入札価格調査制度	本工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の２第２項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。

２　入札参加資格

この公告に基づく工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

入札参加形態	単体企業　又は　共同企業体
単体企業及び共同企業体の共通要件	(1)　施行令第167条の４の規定により、本局の入札参加制限を受けていない者であること。 (2)　いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年３月26日制定）第４条第１項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。 (3)　公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和59年局内訓第１号。以下「局要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び局要綱に基づく指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。 (4)　公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。 (5)　資本関係又は人的関係にある者同士で同一入札へ参加していないこと。（共同企業体での入札参加が認められる場合において、同一の共同企業体内の構成員同士である場合を除く）

単体企業の場合

地域要件	なし
登録工種等級別格付建設業許可総合評定値	いわき市水道局建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（平成７年局内訓第７号）第３条(1)に規定する、令和８年度いわき市入札参加有資格者名簿（いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱(昭和52年３月28日制定)第４条第４項に規定する名簿をいう。以下「名簿」という。）及び局要綱第２条に基づく資格審査において次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。

工事種類	等級別格付	建設業許可	総合評定値
水道施設工事	－	特定又は一般	要件なし
電気工事	－	特定	要件なし

共同企業体の場合

企業体構成	代表者 1 者 その他の構成員 1 者による 2 者の共同企業体であること。
結成方法	自主結成
出資割合	代表者の出資割合を最大として、最小の出資割合は40%以上とすること。

代表者の資格要件

地域要件	なし
登録工種等級別格付建設業許可総合評定値	名簿及び局要綱第２条に基づく資格審査において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する業法による許可を有し、業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。

工事種類	等級別格付	建設業許可	総合評定値
水道施設工事	－	特定又は一般	要件なし
電気工事	－	特定	要件なし

その他の構成員の資格要件

地域要件	いわき市内に本店を有する者であること。
登録工種等級別格付建設業許可総合評定値	名簿及び局要綱第２条に基づく資格審査において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する業法による許可を有し、業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。

工事種類	等級別格付	建設業許可	総合評定値
水道施設工事	－	特定又は一般	要件なし
電気工事	－	特定又は一般	要件なし

技術者要件	(1)　業法第26条第１項又は第２項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、開札日を基準とし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。 　なお、共同企業体の場合は、各構成員において主任技術者を配置するものとし、監理技術者を配置しなければならない工事にあっては、代表者において監理技術者を配置すること。 (2)　この工事について、業法第26条第３項の規定により監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、開札日を基準とし、それ以前に３か月以上継続して雇用している者を配置すること。 　なお、共同企業体の場合、監理技術者等を専任で配置するときは、各構成員において専任で配置するものであること。

３　入札参加申請手続

本公告に基づく入札に参加するための入札参加申請手続きは、入札参加形態により次のとおりとする。

単体企業の場合		入札参加手続きは要しない。
共同企業体の場合		次に示す書類を、次に定める期日までに提出すること。
	提出書類	特定建設工事共同企業体協定書（第１号様式） ※　特定建設工事共同企業体協定書（第１号様式）は、市ホームページ（「産業・ビジネス」―「入札・契約」―「入札・契約関係様式」―「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロード又は事業支援課窓口にて入手すること。
	提出期限	令和8年11月6日（金）　　午後5時まで
	提出先	いわき市水道局事業支援課（水道局本庁舎３階）

４　設計図書について

設計図書については、次に示す方法により販売及び貸出しを行うので、入札に参加しようとする者は、いずれかの方法により必ず入手すること。

販売の期間及び場所		
	期間	令和8年10月20日（火）　から　令和8年11月20日（金）　まで ※　販売場所の営業日の営業時間内に限る。
	場所	㈱いわきコピーセンター 住　所：いわき市平谷川瀬3丁目5番地の2 連絡先：TEL 0246(24)2371　FAX 0246(22)2638 ※　購入希望者は、購入希望時間の３時間前までに設計図書等購入申込書兼購入証明書（第５号様式）により、FAXにて㈱いわきコピーセンターに購入申込みを行うこと。 ※　設計図書等購入申込書兼購入証明書（第５号様式）は、市ホームページ（「産業・ビジネス」―「入札・契約」―「入札・契約関係様式」―「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロード又は事業支援課窓口にて入手すること。
貸出の期間及び場所		
	期間	令和8年10月20日（火）　から　令和8年11月20日（金）　まで ※　閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から1月3日）を除く。 ※　借り受けた場合の返却期限は次のとおりとする。 ・　午前８時30分から正午までの間に借り受けた場合は、当日午後５時まで ・　正午から午後５時までの間に借り受けた場合は、翌日正午まで （翌日が閉庁日の場合は、直後の閉庁日でない日の正午まで）
	場所	いわき市水道局事業支援課（水道局本庁舎３階） ※　貸出希望者は、設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第６号様式）を借受時に持参することとし、借り受けた者はこれを複写することができる。 ※　設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第６号様式）は、市ホームページ（「産業・ビジネス」―「入札・契約」―「入札・契約関係様式」―「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロード又は事業支援課窓口にて入手すること。
設計図書に対する質問		
	期間	令和8年10月20日（火）　から　令和8年10月30日（金）　午後５時まで
	提出先	いわき市水道局浄水課 FAX 0246(21)4846 又は 電子メールsuido-josui@city.iwaki.lg.jp
	質問の方法	設計図書に関し質問がある場合は、質疑応答書（第７号様式）に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はFAXにて提出すること(FAXにて提出する際は、電話にて到達の確認をすること)。なお、電話等による質問は受け付けない。 ※　質疑応答書（第７号様式）は、市ホームページ（「産業・ビジネス」―「入札・契約」―「入札・契約関係様式」―「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロードにて入手すること。
設計図書に対する質問への回答		
	回答期日	令和8年11月9日（月）
	回答の方法	回答は、回答期日に質問者に電子メール又はFAXで回答する。 なお、質問及び回答の内容は、いわき市水道局事業支援課（水道局本庁舎３階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。

５　入札日時及び入札参加資格の確認について

入札の日時及び場所

入札方法	郵便入札
郵送方法	一般書留郵便又は簡易書留郵便
郵送開始日	令和8年11月16日（月）
到着期限	令和8年11月24日（火）　　日本郵便株式会社 いわき郵便局必着
宛先	〒970-8799　日本郵便株式会社　いわき郵便局留　いわき市水道局事業支援課 ※　封筒貼付用の宛名等は、市ホームページ（「産業・ビジネス」―「入札・契約」―「一般競争入札情報」―「いわき市水道局一般競争入札情報」内）からダウンロードにて入手し、中封筒及び外封筒それぞれに貼付して郵送すること。
郵送する物	(1)　中封筒に入れて提出する書類

	書類
①	入札書
②	設計図書の調達を証明するものとして、次のいずれかの書類の原本又はその写し ア　設計図書等購入申込書兼購入証明書（第５号様式） イ　設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第６号様式）
③	工事費内訳明細書
④	「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」の写し（開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は免除。）

(2)　外封筒に入れて提出する書類

	提出様式	書類
①	―	上記(1)の中封筒（封かんすること。）
②	第２号様式	技術評価点申請書
③	第３号様式	企業の技術力に関する調書
④	第４号様式	配置予定技術者の技術力に関する調書
⑤	第５号様式	地域貢献等に関する調書
⑥	第５号様式の２	緊急修繕工事に関する調書
⑦	第６号様式	施工計画に関する調書
※	②について、共同企業体で参加する場合は、第２号様式の２を使用すること。	
※	②において、資本関係又は人的関係にある者について該当すると申告した場合は、「資本関係又は人的関係に関する申告書」	
※	③から⑦の記載内容を証明するための添付資料。添付資料は、それぞれの調書ごとにステープル等で留めたうえで提出すること。	

（提出様式は、いわき市水道局建設工事に係る総合評価方式実施要綱に規定する様式。）

※　入札書、工事費内訳明細書、(2)の②の技術評価点申請書及び(2)の③から⑦までの関係調書（以下「申請書等」という。）」は、市ホームページ（「産業・ビジネス」―「入札・契約」―「一般競争入札情報」―「いわき市水道局一般競争入札情報」内）からダウンロードしたものを使用すること。

※　「資本関係又は人的関係に関する申告書は、市ホームページ（「産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札・契約制度改善等のお知らせ」－「いわき市の制度改善等のお知らせ」－「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」内）からダウンロードしたものを使用すること。

開札日時	令和8年12月2日（水）　　午前9時30分
開札場所	いわき市水道局本庁舎３階 入札室
備考	※　技術評価点は、申請書等により算出するので、記入漏れのないよう留意すること。 ※　申請書等の記入漏れ又は確認資料の不備等により、申請内容が確認できない場合は、技術評価点を付与しない。 ※　入札参加者は、定められた方法で外封筒を郵送することとし、持参、電送等による入札は認めない。 ※　郵便入札の条件に反した入札書については無効とする。（入札心得（総合評価・郵便用）参照） ※　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
再度の入札	※　初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、郵送により、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者は、再度の入札に参加できないものとする。 ※　再度の入札に参加しようとする者については、次の書類を、定められた期日までに、いわき市水道局事業支援課宛てに、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送するか、直接持参すること。

	書類
①	入札書
②	工事費内訳明細書

6　総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)　総合評価の方法は、入札参加者が提出した申請書等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計（以下「加算点」という。）に標準点である100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を申請者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ただし、入札参加資格を有しない者、予定価格を上回る入札価格を入札書に記載した者については、評価値の算出を行わないものとする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点（100点）＋加算点）}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

(2)　評価項目及び評価基準は、別表「評価項目及び評価基準」によるものとする。

(3)　落札者は、予定価格の制限の範囲内で、(1)により得られた評価値が最も高い者とする。

評価値の最も高い者の入札価格が、いわき市水道局低入札価格調査制度実施要綱（令和３年いわき市水道局内訓第５号。以下「低入札調査要綱」という。）第３条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、「７　低入札価格調査制度」に基づき落札者を決定する。

(4)　入札結果及び評価結果は、いわき市水道局事業支援課（水道局本庁舎３階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。

7　低入札価格調査制度

(1)　評価値の最も高い者(以下「落札候補者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回り、当該落札候補者から提出された工事費内訳明細書における工事費構成費目が、低入札調査要綱の規定に基づく各工事費構成費目に応じた失格基準（以下「失格基準」という。）の金額に満たない場合は、当該落札候補者を失格とする。

(2)　落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回り、当該落札候補者から提出された工事費内訳明細書が失格基準を上回る場合は、当該落札候補者に対し低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する旨を電話等確実な方法により直接通知すると共に、調査に移行する旨を６の(4)と同様の手法により公表する。

なお、当該落札候補者以外の入札参加者には、当該公表をもって連絡に代えるものとする。

(3)　調査の結果、落札候補者を落札者に決定した場合においては、調査結果の概要を６の(4)と併せて公表する。

(4)　調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名については、(2)と同様の手法により公表する。

(5)　調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価における評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(6)　調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

落札候補者が調査に協力をしなかった場合又は期日までに低入札調査要綱第７条に規定する書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格とする。

8　契約条項を示す場所及び期間

場　　所	いわき市水道局事業支援課（水道局本庁舎３階）
期　　間	令和8年10月20日（火）　から　令和8年12月2日（水）　まで

9　保証金及び支払条件

入札保証金	免除とする。
契約保証金	請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、契約規程第28条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
前金払	各年度出来高予定額の40%以内の額とする。
中間前金払	各年度出来高予定額の20%以内の額とする。
部分払	2回以内とする。
年度割支払額	各会計年度における請負代金額の支払限度額は、次のとおりとする。 令和８年度は予定価格の10.8%程度の額、令和９年度は予定価格の11.1%程度の額、令和10年度は請負代金額から既支払額を差し引いた額とする。

10　評価内容の担保　落札者が入札時に提示した次の項目のうち、評価された内容については、この工事の契約内容の一部として履行義務が生じる。

⑴　企業の技術力に関する調書中「建設キャリアアップシステムの利用の有無」
⑵　地域貢献等に関する調書中「市内業者の活用」
⑶　施工計画に関する調書の記載内容

11　工事費内訳明細書　この入札には、工事費内訳明細書の提出を要する。

12　現場代理人　この工事は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当しない。

13　工事の区分　この工事は、災害復旧・復興工事に該当しない。

14　その他　⑴　「いわき市水道局建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」
「いわき市水道局建設工事に係る総合評価方式実施要綱」
「いわき市水道局低入札価格調査制度実施要綱」
「いわき市水道局郵便入札実施要綱」
「いわき市水道局建設工事に係る共同企業体取扱要綱」
「いわき市水道局建設工事等に係る事後審査方式一般競争入札実施要領」
「入札心得（総合評価・郵便用）」
「いわき市水道局発注の総合評価方式一般競争入札への参加手続きについて」
「いわき市水道局発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて（郵便等による入札　版）」
に示すとおりとし、当該要綱、要領、心得及び手引き等は８に示す場所にて閲覧に供する。

⑵　落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約権者等に対して、その旨を工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を契約権者へ通知すること。

15　問い合わせ先　いわき市水道局事業支援課管財契約係　℡0246(22)9315

別表

評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、次のとおりとし、加算点の最高点は、53.5点とする。

⑴から⑷までの表中で番号を付した項目の番号の具体的な内容は、次の表中の対応する番号（※○）の欄に示すとおりとする。

番号	項目	左の項目の具体的内容	
※１	同種・類似工事	工事種類	電気工事
		工事内容	発電機容量が1,000kVA以上の自家発電設備（機器及び配線の施工を含むものに限る。）の更新又は新設。 ※　上記の工事内容を満たす工事実績があること。 なお、修繕工事等の維持管理に関する工事は除く。
※２	同工種工事	工事種類	電気工事
		請負代金額	請負代金額１億円以上の自家発電設備（機器及び配線の施工を含むものに限る。）の更新又は新設。 なお、変更契約を締結したものについては、変更後の金額が１億円以上のものに限る。
※３	指定部門における優良工事表彰	表彰部門	設備部門
		工事種類	電気工事
※４	指定する資格	技術士等	技術士 ・電気電子部門（※） 選択科目：「電力・エネルギーシステム」、「電気設備」のいずれか ・総合技術監理部門（※） 「電気電子部門－電力･エネルギーシステム」 「電気電子部門－電気設備」のいずれか ※第２次試験において指定の選択科目を受験し取得したものに限る。
※５	いわき市内の指定区域	平地区	

⑴　企業の技術力（10点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
「施工実績」 過去15年間の公共工事における**同種･類似工事**（※１）の施工実績の有無	２点	施工実績あり	２点
		施工実績なし	０点
「工事成績」 過去５年間のいわき市発注※の**同工種工事**（※２）における工事成績評定点の平均点	４点	75点以上	４点
		73点以上75点未満	２点
		73点未満又は同工種工事の施工実績なし	０点
「優良工事表彰」 過去15年間のいわき市発注※の**指定部門における優良工事表彰**（※３）の受賞実績の有無	１点	受賞実績あり	１点
		受賞実績なし	０点
「品質管理」 ＩＳＯ9001又はＪＩＳＱ9001の認証取得状況	１点	取得している。	１点
		取得していない。	０点
「安全管理」	１点	過去10年間に、企業として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰の受賞実績あり	１点
		受賞実績がない場合で、建設業労働災害防止協会へ加入している。	0.5点
		上記以外	０点

別表

「建設キャリアアップシステムの利用」	１点	利用している。	１点
		利用していない。	０点

※「いわき市発注」とは、いわき市長、いわき市水道事業管理者及びいわき市病院事業管理者発注とする。

⑵　配置予定技術者の技術力（５点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
「施工実績」 過去15年間の公共工事における**同種・類似工事（※１）**の施工実績の有無	２点	監理技術者又は主任技術者としての施工実績あり	２点
		資格を有する現場代理人としての施工実績あり	１点
		施工実績なし	０点
「保有する資格」	２点	**指定する資格（※４）**を保有している。（技術士等）	２点
		上記以外	０点
指定する資格（※４）の保有年数	１点	１０年以上	１点
		１０年未満	０点

⑶　地域貢献等（16.5 点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
「環境への配慮」	0.5 点	ＩＳＯ14001 又はＪＩＳＱ14001 の認証を取得している。	0.5 点
		ＩＳＯ14001 又はＪＩＳＱ14001 の認証を取得していないが、エコアクション 21 の認証を取得している。	0.3 点
		上記以外	０点
「市内業者の活用」	２点	市内業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	２点
		市外業者にあっては、当該工事の請負金額の50%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	１点
		上記以外	０点
「市内の工事実績」 過去15年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無	１点	施工実績あり	１点
		施工実績なし	０点
「入札参加者の所在地」	1.5 点	入札参加者の本店又は本社が、**いわき市内の指定区域（※５）**内にある。	1.5 点
		入札参加者の本店又は本社が、**いわき市内の指定区域（※５）**外にある。	１点
		入札参加者の委任先としている支店又は営業所が、いわき市内にある。	0.5 点
		上記以外	０点
「地域活動」 市内における過去３年以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無	0.5 点	実績あり	0.5 点
		実績なし	０点
「次世代育成支援」 福島県次世代育成支援企業認証制度における「働	１点	「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	１点

別表

く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無		「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	0.5 点
		「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」のいずれの認証も取得していないが、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証を取得している。	0.3 点
		上記以外	0 点
「消防団への協力」	0.5 点	いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。	0.5 点
		いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に１年以上加入している者を１名以上雇用している。	0.3 点
		上記以外	0 点
「献血への協力」	0.5 点	いわき市における献血協力事業者である。	0.5 点
		いわき市における献血協力事業者でない。	0 点
「市県民税の特別徴収」 いわき市民を雇用している場合、その者に対する市県民税の特別徴収の実施	0.5 点	特別徴収を行っている。	0.5 点
		特別徴収を行っていない。	0 点
「雇用状況」 次のいずれかに該当する場合（２項目までの評価とする。） ア　法定義務のある企業にあっては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用があること。 イ　いわき市内において過去１年以内に新卒者又は離職者を１名以上雇用（正規雇用）していること。 ウ　いわき市内における従業員数（正規雇用）が１年前より１名以上増えていること。	２点	２項目に該当する。	２点
		１項目に該当する。	１点
		上記以外	0 点
「災害時の協力」 次のいずれかに該当する場合 ア　いわき市内が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定をいわき市と締結していること又はいわき市水道局と災害時の応援協定を締結していること。 イ　過去３年間にいわき市水道局からの要請により市内への災害時の出動実績があること。 ウ　過去３年間にいわき市水道局からの要請により市外への災害時の出動実績があること。	３点	３項目に該当する。	３点
		２項目に該当する。	２点
		１項目に該当する。	１点
		上記以外	0 点
「維持補修時の実績」 次のいずれかに該当する場合 ア　いわき市水道局発注の路面復旧及び修繕（管路の緊急修繕を除く）の実績があること。 イ　いわき市水道局発注の水道施設の維持管理に係る役務的業務委託の実績があること。 ウ　いわき市水道局発注の水道施設（管路及びその付属設備以外）の緊急修繕の実績があること。	１点	１項目以上に該当する。	１点
「緊急修繕工事の実績」	２点	50 件以上	２点

別表

前年度１年間のいわき市水道局発注の水道施設の緊急修繕を実施した実績数		25 件以上 50 件未満	１点
		25 件未満	０点
「健康経営」 ふくしま健康経営優良事業者の認定取得の有無	0.5 点	取得している。	0.5 点
		取得していない。	０点

⑷　品質確保等の確実性（20 点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
低入札調査基準価格以上の応札	１０点	入札金額が基準価格以上である。	１０点
		入札金額が基準価格未満である。	０点
施工計画の適切性 （提出された技術審査書の内容を評価） ア　工程表 イ　工程管理計画 ウ　品質管理計画 エ　出来形管理計画 オ　安全管理計画	１０点	工程表及び各種管理計画の適切性、有効な工夫の有無等	０ ～ １０点

⑸　その他（２点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
いわき市水道局発注の同工種工事の企業における手持ち工事量	２点	契約年度の総合評価方式による受注がない。	２点
		契約年度の総合評価方式による受注が１件	１点
		契約年度の総合評価方式による受注が２件以上	０点
「企業の誠実性」 過去３年間にいわき市水道局から文書注意及び指名停止の処分を受けていない	０点	過去３年間にいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱に基づく文書注意及び指名停止処分を受けていない。	０点
		過去３年以内にいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱第 10 条に基づく文書注意処分を受けている。	－１点
		過去３年以内にいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱第２条に基づく処分を受けている。	－２点